――田川大吉郎・石橋湛山から見えてくるもの

遠藤興

流して行く「諫争」や、それから自己をひきはがす「謀反」が自我の次元で痛切な問題となる。 原理や人格へのいきいきとした強いアタッチメントが前提となってはじめて、そこへ主体的に逆

―丸山眞男『忠誠と反逆』より

はじめに

背後にあるものとは何か、それを批判的に問うている。 この時、石橋湛山は「愚かなるかな、神宮建設の儀」と題する反対意見を『東洋時論』に寄せた。天皇の業績の 京市長であった阪谷芳郎を中心に市議会が主唱、首相西園寺公望も賛同に及び、 今日ではもはや知る人もないエピソードをひとつ。それは明治天皇の 「崩御」に際し、神宮創建案を、 やがて国民的な運動となった。 当時東

に青息吐息である。皮相に明治時代を考えれば、どこから見てもミリタリズム全盛の時代であった。 は非常な拡張を見た。 明治時代の最大特色を以てその帝国主義的発展であるというかも知れない。 大戦争を幾度かした。台湾も樺太も朝鮮も版図となった。而して国民は軍事費の圧迫 なるほど陸海軍

を提案、神社創建に反対の意思を表わすと同時に、「之を記念する世界的方式として……御銅像の建立も亦望まし」 うした試みを行なうのであれば、私としては「日本皇室資金」を設け、社会貢献に対する顕彰の資としたらどう 建てずと、『明治賞金』を作れと奨めたい」、ノーベル賞にも匹敵するような業績を世界に求め、それを顕彰した 帝陛下を記念したいというならば、僕は一地に固定してしまうようなけち臭い一木石造の神社などというものを 挙げれば、世間はさぞかし「不忠不義乱臣賊子を以て罵り」返すことであろう。ならば私はこう言い返そう、「先 対象とすることには反対する、また「祭祀といふことは、支那流で申せば『紀念』といふことになる。紀念とい かという。さて同じ頃、 対して、「明治天皇のみいづを記念しまつる方法として神宮を建設した事は誤った」選択であったが、此度もそ らどうか。ついでに時代は下がって、大正天皇が「崩御」した際も、 ふことが祭祀の意味であり、又その起源である」ことを主張、つまり宗教的な扱いに固執する必要は無いのだと い。後に、「神社問題に関する一節」という文章で神社祭祀論を展開し、人間天皇を神格化して、宗教的拝礼の 続けて湛山はこうも言う。「吾輩は日清戦争の当時、一人の非戦論がなかったことを今に遺憾に思う。日露戦 十分に反対論の挙らなかったことを深く残念に思う」、と。今、ここで神宮創建に反対だという声を 田川大吉郎も神宮の創建には反対意見を発表、代わりに記念事業として天皇の銅像建設 湛山は頃日唱えられた大正神宮の創建案に

に協賛し、 に賛成した時、田川はひとり立つことなく、個人的な信念からこれに反対した。その後、国民の大半もこの企画 ノ計画ヲ立テ速ニ帝国議会ノ協賛ヲ求ムル」(衆議院議長 いうことを明らかにした。一九一二(大正元)年一二月、「政府ハ明治天皇ノ神霊ヲ奉祀セムカ為メ明治神宮建設 運動となって大きな盛り上がりを見せたが、こうした世相のもとにおいて、両者はかくの如き「不忠 大岡育造)建議案の採択にあたり、議員は総立ちでこれ

大正デモクラシーの旗手として

不義なる」反対論を唱えた。

芳賀榮造著 『明治大正筆禍史』をみると、なかに〝田川事件〟と題する裁判記事があり、次の様な解説が記さ

れている

所に於て数回に亘って開かれ、大正六年三月一九日左の判決を宣告された。 帝国に掲載した。これが筆禍の因をなして、雑誌関係者とともに起訴され、公開禁止の公判は東京地方裁判 の採った態度は甚だしく非立憲である」と、大胆率直に非難攻撃した論文を雑誌文明評論、 大隈内閣当時の司法参政官、憲政会の所属代議士田川大吉郎は「大隈内閣瓦解当時の政変に際して、元老 立憲青年及第三

禁固五ヵ月、罰金一○○円という、この種の裁判としては異例に重い判決であった。従って、「田川の筆禍事件は、

このことは後に、自身が告白している。事件の経緯に触れてみたい。当時、大隈内閣は総辞職するにあたり、 すの途を論ず」(大正五年一月)を載せるなど、華々しい活動を展開していた吉野作造にも及んだ。友人小山東助 がに覚悟を求められた。が、ことはそれで済まなかった。中央公論に「憲政の本義を説いて、其の有終の美を済 当時世人を驚かせたことはひととおりではなかった」。それは盛り上がりを見せた大正デモクラシーの風潮 継首班として加藤高明を推薦したが、これに反対する山縣有明は元老会議を通じ、後継に寺内正毅を推薦、 府乎、議会政府乎」と題する政府批判を発表するなどして、田川と同じ論陣を張ってきたことからいえば、 開催していた自由思想講演会のアクティブ・メンバー田川が有罪となったからである。それまで湛山は「特権政 水を浴びせるほどの影響を周囲に与えた。湛山もその例外ではない。一九一四(大正三)年五月以来、 の義兄、 田川が被った有罪に危険を感じた彼は、以後その立憲論に一定の抑制 (自己規制) を余儀なくされた。 定期的に 天皇

軍人たるべく、 間に対する牽制、 調で非難した。こうした批判をもっともなことだとする風潮は、当時のジャーナリズムに拡がっていたから、 は山縣の意見を容れて寺内に組閣を下命、この動きを指して田川は「元老による政権私儀」にあたると厳しい論 政治上の事は政治上の専門家に委ねるが宜しい」と迫り、「この度の政変は、 抑止の意味、見せしめの意図が見てとれる。田川は山縣個人を名指して、「軍人はどこまでも 人道上の問題とし 世

京市長問題がマスコミをにぎわせた頃である。市長の尾崎行雄に請われて田川が助役に就いたのは一九〇八 治四二)年一○月、その後継市長までを含めると六年の長きにわたってその職責を全うした。ところが、任期半 視点を変える。 田川と志を同じくするジャーナリスト石橋湛山が田川論を展開 した最初は、 l, わゆる東 ては、陛下の神聖を冒瀆し奉った、元老不臣の行為が一番重い」とあげつらった。

臣経験者などはその適任とみなされていた。しかし田川は知事公選論を掲げて、それに反対した。湛山もそれに 開した。首都の代表的地位を占める者は、従来中央政界において重きをなした人物が就くことになっており、大 長にしたらよいかという話題で、「東京市民は、新市長の選択に騒いでいる」。両者とも、それぞれに市長論を展 ばにして失脚する形で辞任した。原因は阪谷市長の失政によるもので、「電燈料の欠損は当初の計画より甚だし て居る」として、田川を弁護した。田川自身の意見は、「電燈問題に対する阪谷男の第一責任は、 て欠損を出したことの責任を田川にとらせた。この時、湛山は「公平に見て、之れは何うも非難する方が間違っ と思わるるに至った」時、田川は「自分等の当初の計画通りに東京市が予算を立ててくれたら、 の間に在る、但、僕の負ふだけの責任は僕も負ふ」として、潔く職を辞した。次に噂となったのは、 の減収でなくて、却って六万円の増収になった筈」であると主張したが、阪谷はこの意見を容れず、結果におい 昨年は四七万円 此遷延、 誰を後継市

を中央政府の爪牙として、勝手な干渉を選挙其他に加うる幣風を杜絶する上から見、最も必要な改革であ それは確か、田川大吉郎氏の夙に主張せる処と記憶するが、地方の自治を発達せしむる上から見、又知事 は賛成である

田 三川の頭に浮かんだ人物は、民間的立場で長く市政と関わりを持っている渋沢栄一であった。 人選 の基準は地方自治を促進するため、中央政府との間に独立自治の見識、思想を持つ者でなければならない。

抵抗する精神とはなにな

抵抗する精神とはなにか

との関係に於て、その閲歴に於て、その力量に於て、僕は渋沢男を恰好の市長と看て居る。 市長に適したる東京市の長老を視るかといふに、 第一は渋沢男であらう。 維新以後、 引き続きたる東京市

く見過ぎており、行政経験からして田川こそ市長にふさわしい。 を持った者という条件に合う者は田川を措いて他に無い。世間はとかく尾崎の下僚と見なして、田川の能力を低 方湛山 の人選基準は、 と見ると市政に通じ、 行政経験が豊富であること、地方自治を発展させる上で、

見解と言い、其の気分と言い、此の人を市長に挙げて、其の手腕を振わせたならばと、深く吾輩に思わせ 東京市のことを、恰かも自分の事の如く、自分の家の事の如く、熱心に説き立て、書き立てておる。

い人選となった。そこで田川は自らの見解をもとに「奥田新東京市長論」(『中央公論』、大正四年七月)を展開、 事態は結局、 慣例どおりに進み、政友会の実力者奥田義人が就き、 その後の経緯から見れば、これは問題の多 同

じく湛山も奥田批判を書く。

名前の売れた老人でなくてはならぬと考えるのが、抑も誤謬である。此の誤謬を捨てて、市会自ら責任を帯 市会は何故其の中から市長を出さないのだ。曽っても申した如く、市長は是非大臣上りでなくてはならぬ、

びて市政を料理する覚悟に出でば、市長を求むる事位に何の面倒があるであろう。

そうとはせぬのであろう」。 蓋し田川大吉郎氏を除て、他にあるまいと確信する。 湛山は再び田川推薦の弁を振っている。「今東京市で……最も実行的な、而も遠大な計画を抱いておる人を求めば、 この奥田市政の誕生から数えること八年の後、後藤新平が市長を辞任し、後任人事が巷間話題となった時も、 ……何故斯くの如き立派な人物であるのに、そを市長に推

一 立憲自由主義者として

その政治論は本格化していく。こうした動きのなかから一九一四(大正三)年五月以後、 を高唱した」点に漸新さがあるという。それは「大正デモクラシーの担い手たる新中間層の代表選挙として」論 筆の新報社説だけが閥族を根底から打倒し、かつ国民の政治的要求を平和裡に表現する手段として、普通選挙 やがて政治的な自由主義者として論壇に登場、一九一〇 主要な活動の舞台は、自ずと異なるところがあった。松尾尊兊によると、第一次護憲運動の特徴として「湛山執 をとることが多かった。田川は現職政治家として、湛山はジャーナリスト、エコノミストとして行動したから、 立憲自由主義に関する両者の立場、見解はほぼ同じで、社会活動や政見に問題が及ぶ時は、なにかと協働歩調 急進的自由主義の先頭を走る存在として人びとの目を引いた。経済的自由主義の主張から始まり、 (明治四三) 年五月 『東洋時論』 一九二二年九月まで活 の刊行に合わせ、 以後

抵抗する精神とはなにか

動の舞台となったのが Ш 0 .は政治論の分野においても、その急進的な特徴を発揮するようになった。 発展に応じて情報、 政策、 「自由思想講演会」の定期的開催であった。それまでにも既に 世論にまたがる広範な経済誌として需要は伸び、 声価も高めつつあったが、 『東洋経済新報』は、 以後湛

出し、非立憲的な流説を其儘に承認して雷同するを見、邦人の政治知識の斯くの如く幼稚にして同時に又、 吾輩は我が国民で議会開設以来、既に三七年にもなるのに、今尚お超然制当時の内閣更迭心理を其儘に露

た」事実を評価したが、湛山を中心とするこのグループについて、松尾はいずれも「社会主義者と提携した急進(答) 場を一所謂 的自由主義者」であるとし、彼等は「内においては普通選挙、外においては小日本主義という、当時の自由主義 ナリズムの流れに抗しつつ、その「柔軟な対外政策と言論の自由を守るための基本的姿勢はほとんどくずさなかっ ようになる。そこにはホブハウスから学んだ思想が大きく影響している。家永三郎は『太平洋戦争』(岩波書店) も偉大なるものであった」とし、すべからく「個人の自由なる活動を便宜にする為」に新自由主義を唱えた。 のなかで、一九三二(昭和七)年五月二一日の『東洋経済新報』社説をとりあげて、次第に右傾化していくジャー のライデカリストとしての特徴は政治的な意味だけでなく、道徳的な面にも及び、やがて独自の政治哲学を語る 講演会に第一回から登場した田川は、「大隈伯と犬養氏」と題するテーマで自説を展開、 其の政治的要求の極めて短小浅近なのを、如何にも残念至極に思う。 『新自由主義』、更に言い換えれば、個人主義と社会主義との結合は……人類の挙げた功績の 一方湛山は自身の立 最

0 0 |潮流の最尖端を切る主張を旗印にかかげていた」ことに言及したが、そうした流れのなかに田川もいた。彼ら(ミ) 議論は「どうしたら日本を軍閥官僚の専権から救い、民主化しうるかということ」に集中し、例えば一九 __ 四

年五月一七日の講演会でも繰り返しその主張を熱弁した。

をもつものとして、われわれの再検討を待ち受けている。 大正デモクラシーの本流と目されるドイツ系の吉野の民本主義や美濃部の国家法人説とちがう、独自の価値 田中王堂、 田川大吉郎らを含めた新報周辺のイギリス、アメリカ流の思想家、政治家たちの政治思想は、

他のいかなる人間に対しても政治上同権である」ことを説いてやまなかった。国家主義に対しては個人主義を、 まで継続、吉野たちに比べて理論的な精緻さにおいて遅れた点があったにしろ、政治史上「直ちに人間として、 た。前述の如く、 を経済から政治、教育、文化一般へと押し拡げようとした彼らは、時局論に棹さす冒険を恐れない人びとでもあっ ドイツ国家学や憲法論を背景とした官学的自由主義とは別に、早稲田出身者を中心としたグループ、自由主義 田川のように下獄の憂き目を見ることがあった後も、講演会は懇談会と名を変えて一九二三年

実に認めれば、 個人主義は自由主義に通ずる、 個人を認めざるを得ない。今日、其の個人主義、 個人の存在を確実に認むれば、 自由主義が蛇蝎の如く忌まれ、屏息して声 自由を認めざるを得ない。 自由 0) 存立を確

様ざまな統制、

管理志向に対しては、なによりも自由の確保を主張した。

97

抵抗する精神とはなにか

なき時代であると称せられる。

楽部、 徴とし、政治的実践に応用されるべきであった。例えば、厳密な政治綱領のもとに結集する政党本位よりも、 経営、編纂に参与」しつつある。あくまでも、その個人主義、自由主義の主張は大胆、かつ寛容であることを特 なる政治的立場を横断的に繋ぎ、 するのか否か、「運命は諸子自ら開拓せねばならぬ。そこに個人主義があり、 ような考えに立って「自分の欲する所を、自然に依り、清新なる国論を喚起し……同志、田川大吉郎氏は本誌の すなわち「個人の存在を認めてその福祉を図る限り、その自由を認めざるを得ない」のであるなら、要は決断 会派を度たび起こしては、そのリーダー的役割を演じた所以である。 相互の共通理解と協働の輪を拡げることに力を注いだ。政治家として田川が倶 自由主義がありはしないか」。この

V 35 のは中正会(中正会は政党で無いけれど)の中正倶楽部であらう。僕は此種の倶楽部の勃興を全国に促した 僕は倶楽部が足りない、殊に政治的倶楽部が足りないと思ふ。今日、我国の政党で、倶楽部を有して居る

三 普選運動と政党政治

九〇二 (明治三五) 年一一月、田川は普通選挙期成同盟会に参加しているが、これはわが国における最も早

盛り上がりも無視することはできない。 もに法案の議会提出推進や普選運動の拡大など、実際活動にも積極的に参加した」が、その背景として、世論の 普選を主張したばかりでなく して、 に教育し、 は厳しい態度で臨んだ。一九〇八(明治四一)年三月六日、田川らが届け出た普選国民大会の開催許可 れることはほとんどなかった。しかし、「選挙権を大衆に与えることは、 W かで実施された。東洋経済新報社もこの頃から積極的に普選問題を取り上げ、なかでも「植松考昭は、本誌上で 時期の普選運動であった。「この運動は、きわめて少数の民主主義者によって行なわれた」ため、 即刻禁止命令をもって応えたが、それでも大会を翌七日、 訓練する手段」として、是非とも必要不可欠な運動であった。こうした動きに対し、政府、治安当局 (明治四三年)二月には普通選挙同盟会に加わり、 日比谷公会堂で行い、多数の警官に囲まれるな 権利を与えると同時に、 木下謙次郎、 田川等代議士とと 彼らを政治的 世間に知ら

い る³⁹ 改革によって政治経済路線の転換を図ることが急務であるという判断がとくに強まってきたことを反映して \mathbf{H} 露戦後、 藩閥勢力の推進する軍国主義、 軍備拡張路線、 言論の自由抑圧に対して、普選を柱とする政治

説 うに尾崎氏は永年の間、 「犬養、尾崎両氏に与ふ」ひとつをとってみても明らかで、後に「憲政の神様」と称された尾崎に対してすら、「想 |東洋経済新報|| が他のジャーナリズムと比較して先鋭的であったことは、一九一三 (大正三) 年三月五日の社 普通選挙に反対し来りし人なれば、憲政擁護、 閥族打破を真向うに振り翳し、ためにそ

場は、 と批判した。ようやく衆議院を通過した普選法案が貴族院で否決された、そのしばらく後のことである。この頃 けではない。 田川は、盟友尾崎とは立場を異にし、どちらかといえば湛山の主張に共鳴している。「民主主義、平和主義の立 めの具体的な実践課題と考えた。一方、田川は藩閥政治にみられる専制を打破することが第一の目的である。 のが田川である。しかし、細かくたどると田川と湛山の間に主張の強調において、異なる点やズレがなかったわ の政友の多数と袂を分つまでに至りたる今日も、なお普通選挙の根本問題においてその意見を改むるを得ざるか」 普選はそこにつながってこそ意味がある。民衆教育の必要性を高唱したわけである。つまり、 わが社の理念と一致し、普選運動や太平洋問題研究会などの活動でも、三浦や石橋の僚友的存在」だった 湛山にとっては、民衆の政治教育を通じて政治的「道理と秩序」を確立することが第一の目的であ 普選はそのた

もここに積極的な同意を与えなかった。その限りにおいて、「選挙民の未だ良からざる原因ある」ことに触れて、 若くは我国の立憲政治の現状が、選挙権の拡張、其事に由ってのみ、救はるるとは思ひ得ない」として、必ずし とみた湛山の見解を良しとしたのである。 大衆的な拡がりという、 山は普選をもって「動揺、内乱、革命を絶対に防止する」ための政治的表現とみたのに対し、田川は「議会の現状、 量を増すことに由って、若くは減ずることに由って、 量の関係以上、質の改善、進歩、発達に由って、始めて匡救さるべき問題かと思ふ……僕はその対論 いわば量の拡大に向かうよりも、選挙民の政治的資質を高めることを先行すべきである 救はるる問題で無くして、どうしても質の問題であ

合議の有様が、如何にも乱暴、無責任、不秩序のやうに感じ、慨⟨ポタ

党勧告の処分を受けた。これが全ての理由ではないが、以後田川は周囲の普選論者との間に、 政会案に反対票を投じた。この時尾崎も同一行動をとったため、両者は党議にかけられ、田川は除名、 になっていく。それは田川が湛山の主張と軌を一にする態度をとったことに関連している。つまり、これ以後はっ された憲政会案を指して、 一九二一 (大正一〇) 年二月、普通選挙法案の扱いをめぐってひとつの事件が起きた。それは議案として上程 憲法第三九条にいう一事不再議の原則に反するものであるとして、 軋轢を生じるよう 田川は所属する憲 尾崎は離

きりと「量」の問題よりも「質」の問題を重視するようになったのである。

治に関係する者の心がけを一洗することは更に大切である。(4) ではない。私は普選の直接の結果に此の如き多大の望みを置いて居る者では無い。普選も大切であるが、政 私は普通選挙さへ実施すれば、 政界の情弊は皆除かれ、日本は忽ち活き返った。新しい国と為ると申すの

見られなかったデモクラティックな流れが一挙に加わって、議会内左派による大同団結が実現した。これがやが 討すべきであるという。ちなみにこれらは、 野党の普選案ではいまだ不十分な問題、即ち年齢制限の緩和、婦人参政権をどうするか、比例代表制を調査、 ある。さて、 からも得られなかった。その具体的内容は 憲政会を出て無所属となった田川は、単独で衆議院議員法調査会設置建議案を提出したが、政党の支持はどこ 頃日政界再編の動きを受けて、 「普選調査会を設けよ」(『太陽』、大正一一年五月)に発表、趣旨としては、 立憲国民党が中心になって新党樹立の動きが起こると、 いずれも第二次大戦後の選挙改革によって実現を見たものばかりで それまでは

を是とした。 憲政の確立と政治の民衆化を目指したのである。政策綱領は田川を含む作成委員会があたり、 でには見られなかった政党活動を展開する。ブルジョワ・デモクラットを名乗る尾崎、田川はここを活躍の場とし、 動揺が生じ、課題は内政、外交とも山積していた。こうしたなかで革新倶楽部は自由主義の旗印を掲げ、それま て革新倶楽部となるわけで、この「革新倶楽部の一番の源は私共三人です」と後に回想したように、 囲気を紹介すれば、尾崎は自由組合論を唱え、犬養は本格的政党論に固執するといった具合に、ゆるやかな結束 田川はこの時、都合七回演壇に立っている。院外の動きについて、僚友湛山を中心に眺めてみよう。一党独 島田三郎、 当時、中国国内では反帝国主義運動が拡大、欧米ではベルサイユ、ワシントン条約体制にようやく 田川が中心的役割を担った。それは一九二二(大正一一)年一一月八日に設立、会派としての雰 議場における論戦 の尾

新気運の醸成所たるに止まらせたい」希望に加えて、普選法の成立を何よりも優先すべきであると主張した。 的の成就を祈る」や、重なるものがあった。同会派は既成政党化することなく、どこまでも「自由の意見交換所、 から田川の選挙応援演説には一役買っている。湛山の願いとして「国民党は愈々解党した。名実ともに革新倶楽 部に合体し、以て、政界刷新の枢軸たる政党改造の大業に従事せん為と言う。吾輩は其決心を壮とし、切に其目 裁的手法を踏襲する民政党、政友会を相手に奮闘する同倶楽部を積極的に支持し、田川との連携も緊密であった 会運営の在り方に触れ、これについては田川が「議会の雑興(三)」で述べた内容を紹介しながら、次の様に言う。

もっと手軽なものとし、 田 |川大吉郎氏が本誌に於て主張せる如く、質問には議論を挿まぬ制限、 一個の質問に三〇人以上の賛成者の署名を要するなど言う規定も撤廃することを、 又は習慣を設くること。

ある」という主張で、これは民意に添うものであると評価した。つまり、湛山は常道論に賛成であった。 頃日、政権交代の賭け引きをめぐって、巷間、、憲政常道論、と呼ばれる議論が広く行なわれた。湛山によれば、 即ち第一党たる政友会内閣が倒れた上は、第二党たる憲政会に政権の移ることが憲政至当の道で

希望である。所謂憲政常道論とは、此希望に外ならない。(3) しめたい。之が彼等の切なる希望となってきた。而して此希望は、 自分等の代表機関たる、若くは代表機関たらしむる可能性ある衆議院に基礎を置く者の間に政権を授受せ 恐らく何人が見ても当然すぎる程当然の

この主張に対して正面から反論したのが田川である。では、 田川の考える憲政本来の姿とは何か。

党の勝ちが極めて明白になった場合、 反対党に破られた場合、 私は憲政の常道としては、 これが常道ではないか。 即ち議会開会中、其の討論に敗れた場合、乙、総選挙の結果、 内閣は左の二つの場合に更迭すべきものと思うてゐる。甲、 ……私は憲政会の諸氏は、 即ち議会の閉会中の場合。……英国の反対党はいづれも総選挙を迫っ 憲政の常道を解してゐらるるやを疑ふ。 政府党の敗は、 政府が重要法案で

するためには、この際「内閣は憲政会に依って組織せらるべきである」こと、もはや理屈ではない。理由はと問 当時はやった「禅譲」という考えはこれを否定した。対する湛山の反論はこうである。議会政治をより民主的に もされるし、交代もある。 はともに日頃議会内で多数派工作をするのであり、選挙は同様に多数議員を当選させることにより、政権は維持 北した場合に限るべきで、与党が過半数を占めていれば法案の採決に支障は生じない筈である。従って、与野党 われるなら、これは「理論として考え出されたことではなく」、むしろ「情操として感ぜられた」事柄である。 田川によれば、 政権の交代は重要法案の採択に失敗した場合、あるいは否決された場合、もしくは総選挙に敗 田川からみればこうした手続きを踏まない政権交代は認めることができない、つまり

併しそれは総ての側面から日本の政治状態がもっと改善せられた後の事である。 内閣の更迭が常に総選挙に現れた民意に依って行はるるやうになることは、最も望ましいことであるが、

閣か、 元老政治の復活、 政権を担うことは絶対必要条件である。ところが倒壊した政友会に代わる政権を仮に第二党が担わないとすれば、 る田川の主張は現実的でない。湛山にはもうひとつ、不安な材料があった。「自分等の代表機関」である政党が して禅譲論またやむを得ない。政権勢力による露骨な干渉など、選挙の公正性が確保されない以上、現状におけ 今日の政治情勢を眺めると、選挙による政権交代は理想論であって、したくともできない。そこで次善の策と 政党内閣かという二者択一に行き着く。従って、ここは第二党たる憲政会が組閣することが望ましいとい ないし議会の意向を無視した超然内閣が出現する恐れが多分にある。となれば、 問題は超然内

治を呼び込む動きとなり、軍部や議会の右翼勢力ばかりでなく、世間では立憲議会主義にあき足りない風潮が拡 きざしは見られないどころか、かえって粛正選挙の実施は自由で活発な議論を封じる有様。それはやがて翼賛政 は制度として未だ確立した制度でない」実態への憂いを隠さない。 論は繰り返えされたけれど、政党改善に関する努力結集の実は何も企てられなかった」有様をみて、「政党内閣 う政治判断に立っている。つまり田川のいう総選挙による政権交代はいまだ時期尚早と見たのである。このよう がった。ここに至って危機を感じた田川は言う。 が政界に波及、 た後になると、選挙運動に統制、 まで見たように、立憲政治の原則順守という視点に、田川の曖昧さは無かった。 斎藤実内閣が選挙法改正を行なっ に両者の間には、 ために内閣は総辞職となった。この時の議会対応に疑問を感じた田川は、「議会政治に関する議 政治的見解の異ることも、 規制が厳しく行なわれるようになった。頃日、帝人事件 時にはあった。さて、舞台を昭和初期の議会に移してみよう。これ 岡田啓介内閣に代わってもその事態に変化の (帝国人絹の汚職問題

否認しては決してならない。 会政治の非認とは別物である。その間には多大の距離がある筈。政党は非認しても、議会を否認し、 今日の政党には、私どもも非認したく思ふて居る幾多の欠陥がある。しかしながら、それと憲法政治、 議

閣であった。これといふ整然たる政党内閣はなかった。独り岡田内閣のみを、その出来損ひの故を以て、挙国一 田 川をして不安を駆り立てる状況は様ざまに見られるようになり、「日本の政党内閣は大概出 来損 ひの

抵抗する精神とはなにか

致内閣にならずと言ふことはできない」、こうした事態の解消こそが、 目下最大の急務と考えるようになった。

四 税制改革としての地租委譲

ばしば政治問題となって、議会に現われては消えていく地租委譲問題について、実はその実現を最初に問題提起 に延期する修正発表を行ない、ために与党政友会の幹部は責任をとって辞任する一幕があった。このように、 ため、成立する迄には至らなかった。時代は動いて四年後の一九二七(昭和二)年八月一一日、田中義一首相は いよいよ地租の市町村委譲を実施すると政府見解を発表した。しかし、ここでも抵抗が強く、再び実施を三年後 一九二三(大正一二)年二月二六日に衆議院を可決通過した地租委譲建議案は、その後の政治情勢が変化した 率先して議論をリードしたのが、他ならぬ田川であるということは、今日ほとんど知られていない。

れ故に当時の政友・憲政二大政党によってはげしく争われた大きな政治問題であった。 国における地方を通ずる財政、税制の改革問題であり、 地租委譲問題は、 営業税の委譲を含めて両税委譲問題ともいわれ、大正末期から昭和初期にかけてのわが 地方財政ひいて地方自治の問題であったが、またそ

まとめて『欧米一巡の後』(東京市役所、大正三年一二月)を著したが、そのなかで地租委譲問題を詳しく解説し、 このように政治問題化するよりかなり以前、 すなわち一九一四 (大正三) 年、 田川は渡欧経験で学んだことを

ない。 芳郎によると一八七三年の地租改正以来、そもそも「地租の問題は単なる租税」の問題として扱うわけには かった。そうした世論を相手に、田川は委譲の必要に加えて、なるべく早期に実現することをあわせて主張した。 これを安易に国税からはずし、地方税制に置き換えることは道理にかなわない。このような声に賛成する者は多 論する空気が生まれはしたものの、当初は委譲に対する反対、ないし消極論が圧倒的に多かった。 無くてはならぬ租税制度であると考えた。それは、「余は大胆の嫌ひを冒し、敢て政府に向ひ、 検討すべき問題点を明らかにしている。けだし、地方自治を活発化するにあたり、財政面から支える制度として、 こうした田川の提案に、世間はほとんど関心を示さなかった。その後一○年近く経ってからようやくのこと、議 んことを要請せん」と言うように、欧米で広く実施されている税制を日本でも導入することを求めた。しかし、 わが国の歴史を遡れば分かるように、租税の基礎を構成するのは、いつの時代も田租 国税中より除き去り、而して其の全部を市の手に移し、市をして自由に課せしむる主義を採用せられ (貢租)であった。 国税市街宅地租 例えば、阪谷

不足を感ぜられないだけの歳計上の余力があると信ずる。 地租を委譲することの可否は、最早論ずるの余地なく、直ちに決行すべきであると信ずる。余の所見は頗 ○、地租は (営業税も) 其性質上地方に委譲すべきもの。□、政府には之を地方に移譲しても、

た如く)、 田 ፲ ほど早期実施を求めたわけではないが、 而して地方の自治は一切を市町村(及、仕事に依って単独の市町村だけで行い難いものは)其連合自 湛山も地租については、「今日の形の府県は廃す

なる。田川は言う。「地租より取引税までの六種が、即ち国税である。これに対して市は皆制限一杯を取り立て 革の範囲にとどまるものでない。年来の主張である立憲政治の確立、それを国民生活の実態に浸透、定着してい くかけ離れたものであり、いわば「名のみにて、真実は殆ど之を与えておらぬ」。こうした主張は単なる税制改 障できることを意図したもの。さらに都市下層を含む、重税に苦しむ庶民層の税負担軽減を可能とすることにも 治体に托す。 おける貧しさをより一層深刻化しつつある。 つつ、地租と所得税とには、 なくてはならぬものである。 これが私の宿論だ」と述べ、理由として、 制限以上を取り立てて居る」実態があり、 とりわけ都市部から農村へ、つまり農民層にとって地方自治参加を保 わが国の地方自治制度は、 地方自治の狭隘さは、 その名にある「自治」とは全 地方住民の生活に

金の与えられぬものはない。(※) 道路、上水、下水、警察、殆ど一切の地方の事業に、中央政府の息の掛らぬものなく、従って補助金、 従来の中央政府の、地方自治体に対する仕方は、殆ど此干渉ばかりである。 其結果は何うかと言えば、教育、

湛山の見るところ、「地方自治体にとって肝要な点は、其一体を成す地域の比較的小なるにある。地域小にして、 府に依頼するの弊を養われた」事実を指摘する。 生んだ弊害として、「地方民は、 納税者の立場から、中央政府中心の行財政構造を衝いたのである。これまでの中央政府に依存した地方政治が 中央政府の此仕方からして、自ら治むることに努力せず、何でも彼でも中央政 市町村レベルにおける自治の実態化はどうしても必要であり、

め 名実ともに、地租としての農民の負担を全廃し、 農民の生活を、 幾分なりとも安楽にしたいとの趣旨である。 農村の涸渇しきった経済現状に、必ず若干の余裕を得し 段、

方法としての位置づけにある。その結果として田川の政策的焦点は地方農村に向けられた。

五 軍縮問題と向き合って

この内閣は陸軍二個師団の増設、並びに海軍建艦費の増額を議会に提案した。当然軍縮を掲げる中正会としては に賛成するのは変節もはなはだしいと非難した。湛山もこの時は批判する側に回って田川を糾す。 師団の増設は見送り、 この法案を認めるわけにはいかない。 本内閣を打倒、政権をとった。与党となった中正会は尾崎を司法相に送り出すなどして政権の一角を占めたが、 師団増設費は否決」とある。この年四月に第二次大隈内閣が発足、国民党、 手元にある歴史年表を開くと、一九一四(大正三)年一二月二五日の項に「衆議院、 海軍の建艦費増額のみを可とした。野党はこの矛盾を衝き、年来軍縮を唱えた田川が軍拡 ために派内は紛糾し、 田川も渦中にあって様ざまに動いた。 中正会、 同志会の三派が連合して山 軍艦建造費を可決、二個 結局陸軍二個

が国論に容れらるる時無きか。 氏の傾向は確かに平和主義である。然るに此の人にして尚お、我が軍備の拡張に対しては前記の如き(政 引用者)意見を抱くとせば、他は推して知るべし。吾輩の平常の主張たる軍備の縮小は、遂に我

田川は 玉 |政策に現われた不安定な状況を除去するための増強だというなら、「支那分割」 や 「満州併合」 を問題にしな 果して田 『東洋時論』に「日本の軍備論」を書いている。そこでは陸軍の軍備増強を求める世論を名指して、対中 川は変節漢であったのか。これをさぐるため、時代を少し遡ってみたい。一九二二(大正一二)年一〇月、 抵抗する精神とはなにか

認めるにはやぶさかではない。中正会を代表して、田川はこの論理を展開した。 前にしてこう言う。陸軍増設を国防の範囲にとどめておく限り、つまり海外派兵を目的としない限り、こちらを 条を突きつけたことから判断すれば、「二個師団拡張は、遂に成る」こと必至である。このような世論の動きを いほうがおかしい。そして、ここにこそ「太だ憐むべきに事態がある」と指摘する。 わが国が中国に対華二一ヵ

ムベカラザル所ノ計画ナリ。 上ニ於ケル近年ノ趨勢ニ鑑ミ、第三ニ之ヲ国際上ニ於ケル帝国多年ノ方針ニ鑑ミ、今日ノ計画ヲ以テ必要止 個師団増設ノ計画ニ対シテハ、私ハ第一ニ之ヲ国際ノ間ニ於ケル帝国ノ位置ニ鑑ミ、第二ニハ之ヲ財政

価されており、政策理念の徹底化に重きを置いた、その主張からいえば、田川のような戦術的軍拡論はとうてい 説を発表、これらは「近代日本の民主主義、 き徹底さを似て、民衆の福利と言うことを考えておる人であるから」としながら、自身の持論に反して軍拡を説 認め難かった。 くことは許せない。この前年、湛山は のこと。盟友の田川といえど遠慮はしなかった。「吾輩が(田川)氏を尊敬せるは、氏が我が政治家中殆ど類例な この頃の湛山は、生涯における軍拡反対論の流れからいって、まさにピークを迎えようとしていた、その矢先 湛山に対するその後の評価は次の様なものである。 「軍備拡張乎、満州放棄乎」、「大日本主義乎、小日本主義乎」といった論 平和主義の歴史の上に独自の位置を占める」ものであると、後世評

植民地、勢力範囲の放棄と、軍備の完全撤廃を提唱するにいたる。 にこれに反対し、第一次大戦後、いちはやく被圧迫民族の独立が世界の大勢となることを認識して、一切の 第一次大戦の勃発にあたっては、その参戦にきわめて消極的であり、対華二十一ヵ条にあたっては徹底的

望している国民、 えたり、論ずる機会が乏しく、またその伝統もほとんど無きに等しい。従って、どうしても政府の対連盟姿勢に も無益の業ではあるまい」と思う。この点は田川も同じく期待と不安を抱いた一人であるが、その関わり方は湛 民が理解しない、又同情を表し得ない原因は何処に在らうか」。欧米では当然なこととして周知されている平和 山より具体的、実践的であった。民間団体としての国際連盟協会ができると理事の一人として連盟の社会的認知、 政治的な訓練を受けていない。従って自分も「此の際改めて其の要領を一言、国民の覚悟を促し置くも、必ずし 切の国際紛議を武力に依て解決する前、先ず之を国際裁判所、又は国際会議に対するの義務を各国に課するだけ しろ失望に近い思いを抱いた。 の希求が、 は不満を抱き、「日本の政府及び国民は果たして国際連盟に忠実で、その主義勢力の発達を衷心より希求し、 国際政治における連盟の役割や機能を人びとに伝えようとした。元もとわが国は、国際的視野に立って平和を考 視野を国際連盟の設立前後に移してみると田川同様、湛山もここには多くの発言を残している。 まずもって「一 国際連盟組織の意義は充分にある」とはいえ、実は成立の精神を学ぶことにおいて、日本国民はほとんど わが国では朝野を挙げて「未だ感受し得ない」風潮、 政府でありませうか、私はそれを信じ兼ねている」と述べている。では、「国際連盟を我が国 平和問題を「外に超然としている」世相に、む

熟

連盟に加入してゐるのか…或いは国際連盟に反対してゐるのでは無いかと疑はるる筋もある。 日本は既に国際連盟に加入して、その一方の旗頭、花形役者であるが、然しながら我が国民は果して国際 国際連盟に加

入するには国際連盟の趣旨を理解してゐなければならない。

差別の撤廃、 りでなく、民間からも代表を連盟機関に送り出すことを提案した。これには湛山も全面的に賛成し、 和を希求する声を広く盛り上げ、それを政府の外交政策、なかんずく連盟対応に反映せしめたいと考えた。「国 ねばならない」のは自明のこと。そこで田川は、政府の対連盟対策に関わるよりも、むしろ国民に呼びかけて平 表者を得せしめねばならない。」という使命感を持って、民間団体としての国際連盟協会に関わり、 際連盟の真正の目的は国民に在る。国民対国民の関係に在る。国民がその目的の中枢である。国民をしてその代 を果たさなければならない立場にある日本は「欲すると、欲せざるとに拘らず、兎に角、その成り行きに注目せ 端的に言うなら、「依然として豪族政治、少数政治の国である」。にもかかわらず、ここに加盟し、責任の一端 国際財政会議の設立を掲げる田川の主張にエールを送った。 政府代表ばか 軍縮、 民族

め、進んで世界の平和を促進する上記の諸項を主張することは、真に国威を発揚する所以である。 之れ日本が世界の舞台に立って主張するものとして、何たる好い題目だろう。…此際大に従来の態度を改

このような行動をとる田川、そしてそれを支援する湛山にとって、 何よりも懸念されたのは、政府、

盟を以てどうしても、実際家の考えに上り相にも無い事である、夢である」というような発言を度々行ない、原® 隠さない。一九二二(大正一二)年一〇月、 敬も「今日の太平洋会議、軍備制限を以て、実際家の考へ上り相にも無い」と述べていることに、落胆の思いを り続ける消極的な外交姿勢であり、年々それが顕著となっていく政局動向に対してである。加藤高明は 国際連

縮小が望ましいと、海軍の軍事専門家が意見述べてみたところで、別に特別の価値をもつわけではない」と慨嘆 備の自主決定を主張して、それまでの協調外交から強硬外交に一転する途を選んだ。かくしてワシントン条約、 章をもって連盟の存在意義とそれが国民生活にどう関わるか、それらを広く説いてやまなかった。 際連盟そのものが平和維持機構として十分な形をととのえておらず、また日本側に積極的に協力するような実力 したのはH・ラスキである、が、湛山や田川はそれでも軍縮、協調、平和を説いてやまなかった。しかし、「国 調整し、ために国際情勢はより複雑になった。こうしたなか、岡田内閣はやがてワシントン条約から離脱し、軍 も姿勢もなかった」状況下において、こうした批判や抵抗的役割意識を持ち続けることは、その実施方法を踏ま ロンドン条約の失効後、世界は再び軍拡競争の時代に突き進んだのである。軍縮の方法を考えずに、ただ「軍備 ントン体制が成立、日本もそこに参加した。ロンドン軍縮会議では、金融、財政を含む各国の多面的利害関係を 軍縮の必要は当事国がそれぞれ政府決定に持ち込み、しかる後、国際間で協議して妥結したため、ここにワシ 軍縮問題とその取り組み 田川は『国際論も人情から』(国際連盟協会)を著し、平易な啓蒙的文 時 代⁹⁶ めた。 政策に反映し、その強硬外交によって「中華民国は国際連盟へ近より、世界も赤、中華民国へ近よる」傾向を強 じるなか、再びドイツの軍拡をもって、経済的苦境を乗り切ろうとする環境が徐々に進んでいく動きへの関心を 立て直しを図るこの国が、 この問題との関わりで田川の関心を呼ぶようになる。ベルサイユ体制のもと、莫大な賠償金に苦しみつつ経済の 裂せしめないことに、吸々盡力せられんことを切望」し、会議の行方に目を光らせた。やがて、ドイツの動向が たろうから、 高めた。田川のみたところ、もともとドイツにとって「縮小の方は付けたりであらう。制限の方が本意」であっ どうぞ後れのない様にと願」いながら、外交方針の立て直しを求め、翌三○年一月には、「帝国の全権が、縮小 えるなら困難の多いことであった。田川は一九二九(昭和四)年八月、「不戦条約におくれた。何という見苦しい、 にならないからとて短気を起さず、協調して、円く纒りをつけて会議をとも角成就せしむることに、誤っても決 へまなまごつきかたであったらう。世界はますます日本を軽んじたに相違ない。次に今回の海軍縮小会議である。 となっており、軍縮、協調、平和を実現するための環境や条件は、ほとんど崩壊の危機に瀕しているとみた。 ヨーロッパは既に「国際協調の思想と、一方に於て各国の国民的自尊主義との、相対立し、相克している 軍拡の可能性は多分にあった。満州事変を経験しつつあるわが国にとって、この方向転換は対 同時に「世界の不景気の原因」になっている事実に注目し、軍縮から軍拡に方向が転

⁽⁸⁾ 中国

先づ明日のものと思ふの外あるまい。 の協調が出来た上なら、 軍備縮小が後廻しになるのは致し方がない。軍備はその性質が国家的であり、 軍縮に関する協調も出来ようけれども、 それに疑問がある今日では、軍備の相談は 国民的である。経済や文化

当てた発言として、今日では興味深いものがある。 川は「明らかに矛盾して居る」理窟だとして注意を促す。同じことはE・H・カーも国際連盟総会に関する論評 のなかで指摘しており、これらを並べるなら、いずれも軍縮問題に対する人びとの安易な期待とその陥穽を言い 平和と経済が切り離せない関係にあることを知る者なら誰でも「無条件になっても建艦の競争は決して 随って財政上大なる負担を加へることにはならない」だろうという。この安易な見通しに対して、田

禦的」とに分類しようという無駄な努力に数週間を費したものであった。 その着想は特に効果的であった。ちょうど十年の後に、軍縮会議の三つの委員会が、軍備を「攻撃的」と「防 自国に不可欠な軍備は防禦のため、 福祉のためとし、 他国のそれは改革のためであり、 邪悪なものとする

も実に相済まない」次第であると述べる。このように、田川の軍縮論は、哲学や思想を媒介とした演繹的発想に 公開討議の場を設けた。座長には政友会の鈴木梅四郎を措え、三浦、植原悦二郎とともに田川に参加を呼びかけ た。湛山はこの報に接するや、ただちにわが国も軍縮策を検討すべきであること、会議には積極的に参加すべき の次の大戦争を、 であることを主張した。と同時に考えを同じくする同志を募り、太平洋問題研究会を組織、 九二一(大正一〇)年七月、アメリカ合衆国政府は日本に対して非公式な形で軍縮会議の開催を打診してき 田川は積極的に応じた。何といっても「お互いに太平洋を取り囲んでいる国々でそれを為し得ず、此 或は此の方面から惹き起こすようなことがあっては、此の地方のためにも、 軍縮、 世界一般のために 平和に関する

れば、 営から軍事費をどう削減するか、あるいは国民の負担をどう軽くするかという課題を先行させるべきだとした。 論から、戦争を回避するための状況的平和論まで様ざまにあった。そうしたなかで最も徹底した意見を持ってい 在した。例えば、湛山のそれは全廃論であるが、 うもの、 いる。 は、 立ったものでなく、どこまでも実際的であり、問題対策的な発想に立っている。従って、当面必要なことは中国 たのは湛山である。 あり、もうひとつは議会にあって軍縮を政策化することである。前者は主に大正期、 政策を転換することであり、「私は敢て断言して置きます。日本は支那から嫌がられ、 しかし、「縮小」でこそ見解は一致はしたものの、内容に一歩立ち入ると、そこには各人各様、 二三日に軍備縮小同志会と結成した」。その後、関東大震災によって世論が再び動き始めるまでの約二年間とい からは、全国を遊説して世論の振起に努めた。そして「同志漸く多く、 から力を入れるようになった。そこで後者の動きを眺めてみたい。政党の枠を越えて議員が集まり、 到底東洋の強国として益々発展し、雄飛することはできない」。田川の軍縮論は大きく二つの特徴を持って 結局軍縮は失敗に終る」と考えた。田川はそれを基本的に正しいと認めながらも、 ひとつは軍縮に関する情報伝達や時局関連がらみのコメントを通じて世論に訴える、 彼等は活発な活動を展開し、一九二三年八月には同志会事務所を丸ノ内から幹事役の田川宅に移した。 つまり「軍備はこれを制限することは技術的にも困難であって、 田川のそれは制限論であり、平和の捉え方にしても恒久的平和 世論またそれに応ずるに及び、その九月 全廃を目標とするのでなけ 後者は主に昭和期に入って 英米から疑はるるやうで 当面する国家財政の運 啓蒙活動家のそれで 異なる見解が存 その三月頃

私共が此の軍事費を削減しなければならぬと主張した所の論拠は、此の財政の不均衡、 若くは負担 の過剰

又その結果と我国の種々の方向、 を言ひ得る方面からのみやったのではなくして、軍事費の斯の如き多大の割合を投じなければならぬ行掛り、 各方面の施設、 就中教育上に於ける施設に非常に缺陥を来して居る。

策の実現に係り、列国が進んで軍備撤廃の方針を取らんことを求む……戦争の起る源を絶たんか、最早軍備は制 と語った。 とが少なかったというだけでなく、国益を害する反国家的行為と見られたことを忘れてはならない。だから理解 にして国の内外に配った。だがこの試みを当時の世論を背景にして眺めると、単に少数意見として顧みられるこ て発表された時、 がら、問題を考えてみよう。「軍備制限並に太平洋及極東問題に関する会議に就ての勧告」が湛山の主唱によっ 議会において彼等は軍縮決議案を提出した。ここから先は前述の繰り返しになるが、田川と湛山の立場を比べな き最低限度まで縮小する」ことになり、ちなみに盟友、尾崎行雄の考えもここに近かった。そこで第四回衆議院 るのである。平和を得るには軍備を増さなければならぬといふ思想を破り、平和の為の運動を盛ん」にすること 回想』によると、この勧告ははじめ湛山が起草し、研究会の討議を経て成案とし、 から学んだことは、何よりも戦争は起こさない、この一点に尽きる。つまり、「私共は軍備を以て平和を保護す 田 同情者を以て、自らを認めた尾崎行雄ですら、「満州も、 Ш が軍事費の削減を求める背景には、「欧州大戦の教訓に於て学んだ所の力ある教訓」 従って、「平和維持の為には、其の軍備を国の安全、及び国際義務を協同動作を以てする強制に支障な しばらく、この「全廃論」にこだわってみたい。勧告の第六項には「吾人は、以上数項に述べたる方 田川も共同提案者となった。このことは湛山の考えの正しさを認めたことを意味する。 今日放棄するごときは、 かつ和英両文のパンフレット 祖先に対して申し訳ない」 の存在があり、 『湛山

平和、 我が国はわずかばかりの我軍備の維持に執着せず、進んで、 その考えは一九三二(昭和七)年頃をピークにして湛山のラディカリズムとなって全廃論がはっきりとしてくる。 と呼びかけ、 ではないか。元もと湛山の出発点も「制限」論にあり、 廃論」が示す、 でもっていけるかという、 にかかわる事件」に翻弄されている今日だからこそ、勧告の持つ意味は小さくない。すなわち「制限」をどこま 限の要なく、 り急激の変化も面白くないからという便宜論以外にあるまい、目標は撤廃だ」と語った時のことである。 (大正一一)年一月、『東洋経済新報』で国民党や軍縮同志会の師団半減論を前にして、「半減」という主張は「余 一九三二(昭和七)年二月、『婦人之友』に「私は我が国の進むべき唯一の路は平和主義あるのみと確信する…… 軍備全廃論にははっきりと異議を唱えた田川であるが、この時はそうはしなかった。状況は「国家の全局 あるいは同年七月二日の『東洋経済新報』で、「制限」論の如きでは、「問題は不徹底で……到底大 唯だ撤廃あるのみ」と記されてあることに、 理念的、 あるいは原則的方向性を指針としなければならない時は必ずくる、そう田川は考えたの 政治的判断が求められる時、 それが「全廃」論に代るきっかけになったのは一九二二 あるいは戦時体制が不可避な状態に立ち至った時、「全 田川は異議を唱えなかった。既にフォスデックの絶対 世界より強国の軍備の全廃を求めようではないか」 やがて、

攻撃力を保つ事に腐心する。 先だけでは、 完全な防禦はいつでも攻勢に移転し得るだけの力を有して、 自国 .の軍備は唯だ消極的国防に必要なだけを求むるに過ぎぬと言いながら、実は大いに積極的 更に軍縮会議がいつも困難に陥る理由がある。 始めて可能なものだからだ。 故に各国は、

П

なる成功は望み得ない」と喝破している。

が分かる。それは宗教的ヒューマニスト=湛山の思想的発露であるとともに、合理主義的エコノミスト=湛山の、 経済分析を踏まえた平和産業の育成願望の現われでもあった。 このように見ると、湛山にとっての軍縮は、帝国主義戦争そのものに対する反対という考えから出ていること

七 軍部批判に向かう勇気

それが議会において「満州事件費」の支出承認問題として、軍部の強い要請下において行なわれる現実を前にす 事的活動の現に行はれて居る今日、当然に陸海軍大臣等の注意し、守持すべき性質の要件」が明らかになると、 後になると、抵抗があからさまな「反抗」として周囲から見倣される行動をとらざるを得なくなる。 有るかも知れない」と述べた。時代状況に棹さして、慎重に抵抗する姿勢を常に持ち続けたものの、 やうに注意をし、それを抑制することが、日本の国家国民の今日の大切な務であらうと思ひます」と述べた。同 時に日本の将来予測について、近いうちに「議会政治を発展せしめるために、其の中途に、軍部との衝突が尚ほ 益ます本格化していくことに触れ、とりわけ軍事優先の政治に対し、「軍人をして実際政治に嘴を容れさせない 田 ፲ もはや は一九三三 (昭和八) 年末、 「彼等の職分と平生の務持とに対して怪しまざるを得ない」ことを、世間に向かって声を大にして 座談会の席上五・一五事件をはじめとして軍部による政治介入、政策批判が 満州事変の 例えば

発言せざるを得ない。

ないやうに注意をし、 かと思ふてゐます。 私は今日の軍部に国家社会主義が這入りつつあると謂はれることも、 ……軍人の政治運動を警戒しなければならぬ。……軍人をして実際政治に嘴を容れさせ それを抑制することが、日本の国家国民の今日の大切な務であらうと思います。 やや憂慮すべき一つの傾向であらう

与の事実が軍人にあるにしても、責めらるべきは、先ず政府であり、政治家でなければならない。若し政府にし をねらっていることに一層の警戒感を強めた。一方、湛山の動きはどうか。彼もやはり政党政治を批判する軍部 党人の手に取り戻すことを意図して、「寺内氏は、憲政常道、議会中心主義の言葉を捉へて、近年のそれに不満 干与する余地があらう。」湛山は軍部の干渉に対して議会が「沈黙の防塞にかくれ」ているなら、 政党批判を行なった。その場合、 に陸軍の要望がある。 会問題等の研究論議は、 の動きを牽制する。すなわち、「今まで政党は出来るだけ軍部の改革案に対しては、触れるを避けて来たやうで の意図を漏らし、それを排斥せねばならないとする意見を述べて居る。私はこれを読んだ時、ここである、ここ いる。そこで次に問題としたのは「粛軍」問題である。つまり軍部の粛正を求めて、「経済問題、 これまでの田川は、 (湛山、 政治家にして識見高く、 引用者) もっぱら「軍縮」問題を通して軍部と向かい合ってきたが、時代はもはやその先を行って 陸軍は目下、この点を争はんとして居る」意図を察した。そして、軍部が議会権限の縮小 一切これを軍人の本務以外に置かれんことを希望する」。それは議会を軍人の手から政 は有力なる批判の一つが政党から出たのを記憶しない」と、 湛山の主張は田川とやや異なり、 しっかり国政を遂行して、 隙間を与えなければ、何うして軍人が政治に 政党の弱腰をもっぱら問題にする。「政治干 軍部批判に加えて既成 それはもはや 財政問題、社

軍奮闘する田川を側面から支える役割ぐらいは出来るだろうと、ここに手を指し伸べている。 部に迎合するなら「自爆して滅びた方が、はるかに世のためにもなる」心境が綴られており、 た際、「石橋のような国賊と同席できるか」と面罵、 対象としてマークされるのは当然であった。或る時、陸軍少佐が『東洋経済新報』の座談会への出席要請を受け 全面的衝突である」と考えなければならない。このような姿勢をとる湛山が軍部、 議会の否認」 以外の何物でもないと迫る。 政治状況はもはや「区々たる技術の問題」でなく、「思想そのものの 叱責した。『湛山回想』を開くと、 治安当局から言論取り締りの 追い詰められた挙句、 せめて議会内で孤

そして分担して社説を書いてもらった。(III) 問のような形で書いてもらった。毎週一回ずつ僕の部屋で、それらの連中が集まっていろいろ時局を論じた。 戦時中は「東洋経済」で、うちのスタッフがいろいろ動揺して飛び出すというふうになったから頼んで顧

限って、田川の主張に眼を向けてみたい。満州建国前後からの主張を眺めると、ここに海洋国家論が登場する。 時々帰ってくると市青年会有志の肝入りで同会館に十数名くらい集まり、田川の東亜各国情勢観測談を聴く会合 見せるのはやむを得ないことで、さらに田川の場合、「上海などにいて、日中両国間の和平に貢献しようと盡力し、 て来られた田川大吉郎氏の話に依りますと」という伝聞を載せるだけになっていく。さて、ここで視点を中国に 開かれた場合でも、 日華事変の長期化につれ、 検閲のための警察官は常に同席した。湛山の書く記事もやがて「支那方面を観察して帰っ 軍事政策や対中国政策について言及すること自体許されず、表現や論旨に曖昧さを

が

において採った、南方進出を可とする海洋国家論は、ひとつの戦略的外交方針と見ることができる。つまり、「海 策を転じて行なうなら「南進政策には殊に賛成である」ともいう。元もと日露戦後の大陸進出には懸念を抱いて 中国大陸に向けて国力を注ぐのではなく、太平洋を中心とした南方海洋に国力を注いだらどうかという。大陸政 に由って盛衰浮沈の運が決せられる」地政学的理由から見て、海洋にこそ国家繁栄の基盤を求めるべきだという いた田川にとって、やがて「満州が独立の一帝国となり、日本が絶大の力を傾けてそれに関与」する戦時体制下

が自説である

界の進運に貢献する隠蔵の力を無限大に有する。 責任とを有する。彼はその国の領土の狭きを患ひない、それに由ってその国運を擁護し、世界に発展し、世 海上の国は偉大なる天命を有する、彼は世界の到る処に交通し、連絡する天与の便宜と、機会と、

隣接諸国と違わない。 満州も同じ様な委任統治領にしたらどうか。それは台湾、朝鮮、 ることができる。きっかけは第一次大戦後、旧ドイツ領の南洋群島がわが国の委任統治領となったことにあり、 日少なくない。その一方、 次に田川の満州論に触れてみたい。湛山の満州放棄論は著名であり、その優れた見識を評価する歴史研究も今 田川によれば「自治統治」、すなわち自治国家に近い。 その判別を詳しく論じていないので、「委任統治」の内容に即して細かく検討することは 田川のそれはほとんど知られることがない。 樺太、関東州といった実質植民地とみなされた しかも、 田川の特徴は、まずその満州統治論に見 他で田川は朝鮮自治、 台湾自治を

論)とは、明らかに異質なものである。満州事変の後、早い時期から「支那の主権の下に、日本に委任すべし」 うした方向を目指すべきだと考えたのではないか。これは軍部が画策する傀儡政権としての満州国論 認めようという、 いわゆる議会設置運動に長く関わっているから、 満州の場合も戦時から平時に移った段階でそ (五族協和

という現実性のある主張を発表している。

智恵は、今日の吾等に有り相なものである。 的技術の一種である。相合して、この特殊な地域の経済的発展を図る、特殊の政治的努力である。それ位の 支那人と、ロシア人と、日本人と入り交った特殊の政団を設け、特殊の発展を図るが宜しい。それは政治

合したことに反対した過去の事実があり、この時も国防的な見地からみて韓国併合は望ましくないという説明を 護りたいと思ふ」との発言があり、一面で「放棄」をにおわせる言い方もしている。さらに、田川には韓国を併 深い、気持ちのいい」統治が語られていること。その一方で、田川には「僕は満州を棄てても、 た道徳的、 おいてすら忘れられた問題がある。それは統治される側、満州に住む土着住民の意向が汲み取られないまま、「情 なかんずく倫理、道徳的姿勢の有無が問われなければならない。統治に必要なものは、「その分捕を完全に封じ その実現に必要なものは統治技術の、あるいは統治形態の良し悪しでなく、まずもって統治する側の政治哲学、 倫理的国際関係を人情で結ぶところの情け深い、気持ちのいい約束である」こと。だが、その田川に 太平洋のことを

行なっている

入って来た時、 露西亜を破るの途は、彼を南満州に引きつけ、 我国は始めて露西亜と対等の境、若くは対等以上の境に立ち得るのである。 朝鮮半島に引きつくる…… (その) 南満州、 朝鮮に

は、 台湾、朝鮮を自治国家化することにあり、そのための議会設置を求める運動には協力を惜しまなかった。一方、 湛山のそれは小日本主義という戦略構想に立って満州を全面的に放棄するわけであるから、両者の向かうところ であり、満州放棄もその選択肢として有り得ることを示唆した。田川の場合、繰り返すがその全体的戦略は満州 最終的に満州独立の期待になろうか。 個別的に対応するのでなく、全体を統括する政策、 戦略を持ちつつ、相互に連携することが大切

八 対中国政策論の推移

観察であって、 ても、恐らく彼の如き騒ぎとはならず、談笑の間に交渉は進んだであろうということであった。如何にも尤もな 視は意想外に甚だしい。若し此の反目疾視して無かったならば、仮りに先頃の我が対支要求が無理であったとし はなかった。 中国とは友好、 これを取り除くことが先行すべき課題である。その原因はどこにあるか、湛山によれば 吾輩は常に然う思っていた」というように、問題解決の障害となったのは両国間 一九一五(大正四)年六月五日、『東洋経済新報』の「社説」は「支那に於ける日支人間の反目疾 親善を図ることが何よりも優先されるべき外交課題であると考えた点において、 「我が国民は、 一の反目疾視であ 両者の間に違 彼の

国民を劣等扱いにしておるのである。少なくとも肩を並べて親しもうとはしない」国民感情にある。 その端的な

現われが露骨な強権的帝国主義外交である。

は之れを措いて他に無いからである。 結局は親善の関係を結ぶ外無しと見たら、宜しく明かに卿等の帝国主義を捨てるが善い。 日支親善の方策

た。これは三浦銕太郎が主張し、湛山が論理化し、実際的な方針としてまとめあげたもの。やがて「満州放棄乎、 湛山 の結論は外交姿勢を根本から改めない限り、その成就はおぼつかないという、いわば善隣外交の提唱であっ

軍備拡張乎」、「大日本主義乎、小日本主義乎」に結実した。

自律的、 小日本主義は、国際政治関係、また国際経済関係の面において、国家的欲望(帝国主義的欲望)に対する あるいは他律的な統制を主張することを特徴とし……(それは)湛山の思想、 哲学に基づくもので

あっ(®)

る」様ざまな特権をどのように取り扱うべきか、つまり「関東半島租借権にしても、 於ける其他の投資や事業経営にしても、他の支那領土に於ける治外法権や、経済上の諸特権も、 換言すれば 「我が対支外交を支配する伝統は、 一般に我国の支那に於ける既得権益の擁護として知られてい 南満鉄道にしても、 何ら異なる性質

見ることができ、 のものではない」。このように満州事変以後の対中国政策論は湛山において、主張の一貫性という優れた特徴を ことを認めることができる。しかし、湛山にも満州自治論が無かったわけではない。 田川は自治政策を提唱したことからも分かるように、主張が包括的戦略性において優れている

ち絶対の自治であって、我国からの顧問を入れる如きことも、若しそれが監視人的意味の者であるなら、 満州は、 所謂保彊安民の主義を確立する外、総ての政治及経済施設は同地居住の支那人の意に任せる。 避 即

けるが宜しい。

みるなら、昭和戦時期とは異なる意義と評価が与えられる。当時は「軍縮」、「平和」が大きな政治課題として取 たであろう。 :山の満州放棄論はその後の政治状況、世論動向から見て、いかにも現実離れした空論と人びとの眼には映っ しかし、一九二一(大正一〇)年七月の初発論説において、これを当時の世相のなかで読み直して

り沙汰されていた。

迫を棄てる、その結果はどうなるか、また例えば朝鮮に、台湾に自由を許す、その結果はどうなるか。(B) 相違ない。例えば満州を棄てる、山東を棄てる、その他支那が我が国から受けつつありと考えうる一切の圧 もし政府と国民に、総てを棄てて掛るの覚悟があるならば、会議そのものは、必ず我に有利に導き得るに

道徳を以てこれを余儀なくせしむるかのほかに道はない」という選択を終始一貫人びとに迫まり、 義の風潮が拡大していく世相のもと、哲学と切り離された様ざまな政治活動が、時代の趨勢に押し流されるよう 嘆きもした。すべからく、政策の背後には確固とした政治哲学がなくてはならないという主張で、それが軍国主 に現われては消え、次つぎと目まぐるしく変化するなか、 逆に「空想呼ばわりをする人があるかも知れぬ。小欲に囚わるること深き者」には理解すら出来ないであろうと た。従って「世界に於ける其道徳的位置を保つ」ことができるために、「身を棄ててこその面白味がある」と断言し、 にすれば、ひとつの政治勢力と成り得ることを予想した。そして、これを必ずしも実現不可能なこととは見なかっ 可能性としては様ざまな選択肢があり、 それを実現に向かわせる力は、従来と異なる政治道徳、 湛山は「武力を以てこの解放を強制するか、 かつ訴え続け 哲学を下敷き あるいは

おわりに

た。

健の影響を受け、 えてくれる根拠であった」という指摘がある。湛山は日蓮宗信徒として育ち、実父は身延山久遠寺の第八一世法 ある。ここからも分かるように、湛山にはその社会的実践の土台として、確固とした宗教的信念があり、それは 西野耕三が長幸男から聴いた話として、「石橋湛山にとって、宗教というものは、 自身も一一歳の時に得度、 大島は札幌農学校出身であり、₩・S・クラークの感化を受けてキリスト教徒になった人物で 生涯僧籍を捨てなかった。また、山梨県立第一中学時代に、校長、大島正 修羅場におかれた自分を支

学び、これを自身の処世指針、思想的背景として現実問題に取り組み、やがてその自由主義は「急進的」と称さ 残している。 宗教家たるの志は、いまだこれを捨てたことはない」と語る。一方学生時代、田中王堂からプラグマティズムを 局の忌諱に触れることがあっても、信念は揺るがなかった。既に一九二一年の「社説」でこうした覚悟を文章に れるが、これは別名「根源志向的」と呼んで良いものである。戦時体制下において、その反時代的考察が度々当 やがて政治哲学となって、現実政治の矛盾、曖昧さ、更には虚偽を許さぬ論理と倫理を支える強さを提供した。 『湛山回想』を開くと、晩年になって「私は今でも有髪の僧のつもりであって、職業は別の世界に求めたとはいえ、

らしめざれ。 (IS) ざるだけに、敗北となる。願わくは、此大切なる時期に、我国民をして、其執る所の方針に、信仰薄き者た 戦うが如く、戦わざるが如き態度は、結局、戦いを誘わざれば巳まず。而して其戦いたるや決心の固から

践的にはキリスト教社会主義を標榜し、職業人としてはジャーナリスト、政治家の途を選んだ。とりわけ戦時体 若き日に小崎弘道から洗礼を受け、後に植村正久を師と仰いだ人生は、終始キリスト教徒としての途を歩み、実 に及んだ。従って彼等は終始同志であり、盟友の関係を保った。しかし、近代史において彼等を冷静でしたたかな、 制下においては、 方田川の場合、彼も活動の背景、 湛山と同様度々当局の忌諱に触れ、起訴されて有罪判決を受けるなど、弾圧は自身とその周囲 実践の根拠を尋ねると、そこには宗教性に裏づけられた原理が介在する。

抵抗する精神とはなにか

落選した湛山のその後は、やがて戦後政治をリードする政治家となって大成した、このことは今や周知のとおり。 抗の姿、ないし仕方がどの様な形と位置を占めるものか、ここでは今後の歴史研究の素材提供としておく。最後に、 そして粘りのある抵抗者の系譜に位置づける試みは、 落選したが、田川は最高点で当選した。しかし活躍する間もなく、高齢からくる肝硬変で亡くなっている。一方、 的自由主義に沿う形で自由党から出馬、 戦後のエピソードに触れてこの稿を終える。一九四六年四月一○日、初の衆議院総選挙に際し、湛山はその急進 田川は翌年キリスト教社会主義者として社会党から出馬、 今日その成果を充分に得ていない。 従って、 湛山はこの時 かくの如き抵

田川 大吉郎氏を国立第一病院に見舞ふ。 相当元気なれども、衰弱は甚だし (昭和二二年八月一一日、 石橋湛山

日記)。

註

- (1) 東洋時論、大正元年九月、一二頁
- (2) 前掲書、一二頁。
- 3 石橋湛山「大正神宮造営の儀は止められたし」、東洋経済新報、 昭和二年三月五日、 九四頁。
- (4) 明治学院高商論叢、第四号、昭和八年一二月、二六七頁
- 5 $\widehat{6}$ 芳賀榮蔵 斎藤勇はこの事実を本人から聞いている(斎藤勇「思い出の人々」、 「明治大正筆禍史」、 四紅社書房、大正一三年一一月、一六七頁 新教出版社、 一九六五年、

一三九頁)。

7) 芳賀榮蔵、前掲書、一六八頁

- 8 取り締りがひどく、田川氏は、この内閣のもとに舌禍を受け、大正六年四月入獄のうきめを見た」とある。 石橋湛山 「湛山回想」、岩波書店、一九八五年、二六一頁。そこには「寺内内閣は、 いわゆる藩閥内閣で、 特に言論に対する
- 9 「吉野作造論集」、中公文庫、一九七四年、六七~六八頁。
- 10 例えば、「第三帝国」、大正六年一月一日、二三頁を参照のこと。
- 11 前掲書、二四頁
- $\widehat{12}$ 石橋湛山「東京市の財政と電燈・電車」、 東洋経済新報、 大正四年九月五日 (全集、
- $\widehat{13}$ 石橋湛山、 前掲書、三七一頁。
- $\widehat{14}$ 田川大吉郎「東京市長論」、中央公論、大正四年三月、 四四頁。
- 15 石橋湛山「市長選択の目安」、東洋経済新報、大正四年二月一五日、一一頁。
- 16 石橋湛山「知事の公選」、東洋経済新報、大正一一年三月一八日(全集、第四巻、
- 17 田川大吉郎、 前掲書、 四六頁。
- 18 石橋湛山「市長選択の目安」、東洋経済新報、大正四年二月一五日、一一頁
- 19 石橋湛山「政党政治無き結果」、 東洋経済新報、大正四年六月一五日(全集、第二巻、三五三頁)。
- $\widehat{20}$ 石橋湛山 「後藤子の活動」、東洋経済新報、大正一二年五月五日(全集、第五巻、四五一頁)。

(松尾尊兊編) 「石橋湛山評論集」、解説、岩波書店、一九八四年、二九七頁

- $\widehat{22}$ 石橋湛山全集、 第二巻、 東洋経済新報社、 四七頁。

21

石橋湛山

- $\widehat{23}$ 石橋湛山「新自由主義の発達」、東洋経済新報、大正四年三月二五日(全集、 四七六頁)。
- 索していた」(姜克實「石橋湛山」、吉川弘文館、二〇一四年、三九頁)。 この頃「湛山はホブハウスの新自由主義の主張に共鳴し、自らの政界進出に備えて『新哲学』―自分の政治・経済綱領
- 窪愿二訳)、岩波書店、一九九三年、三一二頁を参照)。

特に田川の名を挙げ「人民の味方としての役割を立派に果した人物」の一人、という評価を与えている(E・H・ノーマン(大

「太平洋戦争」、岩波書店、一九六八年。一四六頁。E・H・ノーマンも「日本における近代国家の成立」のなかで、

25

家永三郎

26 松尾尊兊「大正デモクラシー」、岩波書店、一九九四年、 四頁

抵抗する精神とはなにか

- (27) 長幸男編「石橋湛山―人と思想」、東洋経済新報社、一九七四年、一〇八頁。
- 28 大正二年一○月、雑誌「第三帝国」を刊行、田川をはじめとするリベラリストの言論誌となった。 普選を基盤とした立憲政治の確立、小日本主義の主張に比較的近くにいた人物として、茅原華山を含めることも可能である。
- (29) 石橋湛山「湛山回想」、岩波書店、一九八五年、二五九頁。
- (30) 長幸男編、前掲書、一一四頁。
- 31 カール・シュミット(稲葉素之訳)「現代議会政治の精神史的地位」、 みすず書房、二〇〇〇年、 一七頁。
- (32) 田川大吉郎「静心雑記」、白揚社、一九三五年、二二一頁。
- (33) 田川大吉郎、前掲書、三二五頁。
- (34) 「新使命」、第五巻一号、昭和三年一月、社告。
- 35 田川大吉郎「立憲思想開発策」、 中央公論、第二九年五号、 大正三年五月、 一四頁
- (36) 石橋湛山、前掲書、一七五頁。
- (37) 同書、一三八頁。
- (38)「東洋経済新報社百年史」、東洋経済新報社、一九九六年、一一五頁。
- (39) 前掲書、一一五頁。
- (40) 同書、三三一頁。
- (41) 石橋湛山全集、第一巻、東洋経済新報社、三四六頁。
- $\widehat{42}$ 田川大吉郎「選挙民の量か質か」、東洋経済新報、大正三年五月一五日、二七頁
- (43) 田川大吉郎、前掲書、二七頁。
- $\widehat{44}$ 田川大吉郎「普選調査会を設けよ」、太陽、第二八巻五号、大正一一年五月、
- 45 田川大吉郎氏談話速記(第一回)」、 昭和一六年一一月五日、 国会図書館憲政資料室所蔵
- (46) 国民新聞、大正一一年三月二五日。
- (47) 石橋湛山全集、第一三巻、東洋経済新報、一七三頁。
- 48 石橋湛山 「革新倶楽部に註文」、東洋経済新報、大正一一年九月六日 (全集、第四巻、一〇五頁)。

- (49) 石橋湛山、前掲書、一〇八頁
- (50) 東洋経済新報、大正一○年二月一二日。
- $\widehat{51}$ 石橋湛山 「衆議院改善の方法」、大正一二年二月二四日~三月三日 (全集、 第四卷、一二二頁)。
- 52 石橋湛山「所謂憲政常道論の意義」、東洋経済新報、大正一一年七月一日 (全集、第四巻、一〇一頁)。
- (53) 石橋湛山、前掲書、一〇三頁。
- 54 田川大吉郎「憲政の基調を缺く」、太陽、第二八巻七号、大正一一年六月、 五八~五九頁
- (5) 石橋湛山、前掲書、一〇二頁。
- 56 於て先般田川大吉郎氏が本誌に寄せられた政友民政両党妥協論を卓見と思う」(「時評」、昭和三年四月二八日)。 両党の勢力が伯仲しておるので、野党が暫く田中内閣を援くる態度を取りさえすれば、頗る容易に出来べき事だ。記者は此点に しかし、 田川と湛山の間には政治的妥協に理解を示す形で、主張を同じくすることもあった。例えば、「幸いにも政友、 民政
- (5) 田川大吉郎「今日の問題」、開拓者、昭和九年三月一日、二二頁。
- 58 田川大吉郎「議会政治は何処へ行く」、経済倶楽部講演、第四八輯、昭和九年三月一五日、三頁。
- 59 田川大吉郎 「岡田内閣と文教問題」、帝国教育、第六五四号、昭和九年八月一日、 一五頁。
- 60 田川大吉郎「先づ挙国一致内閣を破る国は」、国際知識、第一五巻一号、 昭和一〇年一月、 五四頁。
- 61 、ルに支持したということではなかった」(五一六頁)とある。 東洋経済新報社百年史には、「本誌は田中政友会内閣の『対支出兵』や大陸政策をきびしく批判しており、政友会そのものをトー
- (62) 長幸男編、前掲書、一二八頁。
- (63) 田川大吉郎「欧米一巡の後」、東京市役所、大正三年一二月、一○五頁。
- 64 石橋湛山「市町村に地租営業権を移譲すべし」、東京経済新報、 大正一四年六月二〇日 (全集、 第五巻、三八七頁)。
- (65) 石橋湛山、前掲書、三八五頁。
- $\widehat{66}$ 権限を有せしむべきものである」(地租委譲の考へ」、東洋経済新報、 田川にとってもこれは同じで、「私の信ずる限りに於ては、国家と市町村自治体とは同一物である。…市町村にはそれだけの 昭和四年二月一六日、一八頁)。
- (67) 田川大吉郎「都市政策汎論」、自揚社、大正一四年五月、六三一頁。

抵抗する精神とはなにか

- 68 石橋湛山 「両税移譲と中央財政」、 東洋経済新報、 大正一四年七月四日 (全集、 第五巻、 二六七頁)。
- 69 石橋湛山、
- $\widehat{70}$ 石橋湛山 「地方自治制と市町村」、東洋経済新報、 大正一 四年六月六日 (全集、 第五巻、
- $\widehat{71}$ 田川大吉郎「田租廃止論」、現実処、 昭和九年、 一頁。
- $\widehat{72}$ 田川大吉郎、前掲書、 一〇頁。
- $\widehat{73}$ 石橋湛山全集、第二巻、 東洋経済新報社、二九六頁
- $\widehat{74}$ 田川大吉郎「日本の軍備論」、東洋時論、大正元年一〇月一日、
- $\widehat{75}$ 衆議院予算委員会第四分科会議事録、大正三年一二月二四日、三一頁。
- $\widehat{76}$ 石橋湛山全集、 第二卷、東洋経済新報、二九六頁。
- $\widehat{77}$ 長幸男編、 前掲書、一〇七頁。
- 78 松尾尊兊「近代日本と石橋湛山」、東洋経済新報社、二〇〇三年、 五七頁
- 79 石橋湛山 「禍福を蔵せる講和条約」、東洋経済新報、 大正八年五月二五日(全集、 第三巻、一二九頁)。
- 石橋湛山 「国際連盟の中心事業」、東洋経済新報、 大正八年二月五日 (全集、第三巻、一二五~一二六頁)。
- 81 拙稿「国際連盟協会理事としての田川大吉郎」、明治学院大学 社会学・社会福祉学研究、第一三六号、二〇一一年一〇月を参

第一六卷一号、大正一〇年一月一日、一四一頁

頁

83 田川大吉郎、 前掲書、一四三頁

「国際連盟の将来」、開拓者、

82

田川大吉郎

80

- 84 田川大吉郎 「民衆の気分を缺く政情」、東洋経済新報、大正九年一二月四日、一四
- 85 田川大吉郎 「国際連盟に対して」、東洋経済新報、大正九年九月一八日、一二頁。
- 86 田川大吉郎、 前掲書、 一四頁
- 87 石橋湛山「田川氏の提案」、東洋経済新報、大正九年九月二五日 (全集、 第三卷、 五一九頁)。
- 88 田川大吉郎「古今相似たり」、福音新報、 第一三六五号、 大正一〇年八月二五日、三頁
- ルド・ラスキ (岡田良夫訳) 「危機にたつ民主主義」、ミネルヴァ書房、 一九五七年二月、

一五九頁。

- 90 法学研究 (慶応義塾大学)、第四五巻一○号、一九七二年一○月、一五三頁。
- 91 田川大吉郎「海軍縮小会議の一側面」、国際知識、第九巻八号、昭和四年八月、一七頁。
- $\widehat{92}$ 田川大吉郎「ロンドン会議に直面して」、国際知識、第一〇巻一号、昭和五年一月、一六頁。
- $\widehat{93}$ 田川大吉郎「近事解説」、女子青年界、第二八巻八号、昭和六年八月、三六頁。
- 94 田川大吉郎「今年の連盟総会及び今後」、国際知識、第一一巻九号、昭和六年九月、三頁
- 95 田川大吉郎、 前掲書、一〇頁。
- 96 田川大吉郎「世界の趨勢と日本 (一)」、東洋経済新報、昭和七年七月二日、三九頁
- 97 田川大吉郎 「国際情勢の解説と批評」、隣人之友、第三号、 昭和八年五月、 一〇頁
- 98 座談会「軍縮会議脱退後の形成と其の対策を語る」、東洋経済新報、昭和一一年一月二五日、
- 100 田川大吉郎「太平洋会議の話」、 主婦之友、大正一○年一○月、一五頁。

E・H・カー(井上茂訳)「危機の二十年」、岩波書店、一九五二年、九八頁。

- 101 田川大吉郎、 前掲書、一七頁。

99

- 102 松下芳男「水野広徳」、皿州社、 一九五〇年、 五四頁。
- 103 田川大吉郎「軍備縮小と教育」、 教育学術界、 第四卷二号、 大正一一年一一月、二三二~二三二頁。
- 田川大吉郎、 前掲書、二三六頁

104

- 105 同書、二三六頁。
- 106 田川大吉郎「国際連盟をたづねて」、国際連盟協会、大正一二年四月、一三~一四頁。
- 107 石橋湛山「軍縮は不徹底」、東洋経済新報、昭和七年七月二日(全集、 第八卷、
- 108 座談会「資本主義は倒壊するか」、東洋経済新報、昭和九年一月六日、
- 109 田川大吉郎 「議会政治は何処へ行く」、経済倶楽部講演、 第四八輯、 昭和九年三月一五日、三〇頁。
- 110 田川大吉郎「非立憲的態度」、東洋経済新報、 昭和七年一月三〇日、 四〇頁。
- ÎII 座談会「資本主義は倒壊するか」、東洋経済新報、 昭和九年一月六日、 七〇頁

四頁。

抵抗する精神とはなにか | 庶政一新と軍部」、 経済情報、 昭和一一年一〇月二一日、

- 113 安部磯雄、犬養毅、田川大吉郎らをはじめとしてすくなくない。だが、最悪の場合には、議員は政治的立身出世主義者となって、 H・ノーマンによると抑圧の対象となるばかりではなかった。すなわち「人民の味方としての役割を立派に果した人物は尾崎行雄、 老獪な妨害技術を使った」(E・H・ノーマン〈大窪愿二訳〉「日本における近代国家の成立」、岩波書店、一九九三年、三一二頁)。 田川大吉郎 「議会主義と軍国主義」、経済情報、 昭和一一年一二月一日、三頁。このような「自由主義のたどるべき道は」、E
- 1114 石橋湛山「軍部の議会改革案と議会主義の否認」、東洋経済新報、昭和一一年一一月七日、一三頁
- $\widehat{115}$ 石橋湛山 「所謂軍人の政治干与―実は政治家の無能にある」、東洋経済新報、昭和一五年二月二四日 (全集、第一一巻、一三六頁)。
- (16) 石橋湛山「湛山座談」、岩波書店、一九九四年、四一頁。
- (⑴) 斎藤勇「思い出の人々」、新教出版社、一九六五年、一四二~一四三頁。
- 118 田川大吉郎「海上国としての日本」(海洋協会刊「海洋発展史」 増補版、 昭和一七年一一月、
- (凹) 田川大吉郎、前掲書、五頁。
- (120) 同書、四頁。
- 121 田川大吉郎「鮮満の境を過ぎて」、 国際知識、 第一一巻一〇号、 昭和六年一〇月、二六頁
- (22) 田川大吉郎、前掲書、二六頁。
- 123 田川大吉郎 「国際情勢の推移」、甚督教年鑑、 昭和一二年版、 日本甚督教連盟、 昭和一一年一二月、一一頁。
- 124 田川大吉郎「日本の浮沈と太平洋」、東洋時論、 明治四四年六月一日、三四頁。
- 125 田川大吉郎 「局外者の軍事観」、新公論、第二七巻七号、 明治四五年七月、二一頁。
- 126 石橋湛山「日支親善の法如何」、 東洋経済新報、 大正四年六月五日(全集、第一巻、 四〇九頁)。
- (27) 石橋湛山、前掲書、四一一頁。
- (28) 姜克實「石橋湛山」、丸善、一九九四年、六一頁。
- 129 石橋湛山 「対支強硬外交とは何ぞ―危険な満蒙独立論」、 東洋経済新報、 昭和三年一二月一日 (全集、 第六卷、 二三四頁)。
- (30) 石橋湛山、前掲書、二三五頁。
- 131 石橋湛山 「支那に対する正しき認識と政策」、 東洋経済新報、 昭和七年二月六日~一三日(全集、 第八卷、 五九頁)。
- 石橋湛山 「一切を棄つる覚悟-太平洋会議に対する我が態度」、東洋経済新報、大正一〇年七月二三日、 九八頁

(33) 白曲思想、第一二三号、二〇一一年八月、三四頁。(33) 石橋湛山全集、第四巻、東洋経済新報社、一一七頁。

135

石橋湛山全集、第四巻、東洋経済新報社、

五四頁。

137